

令和４年第２回定例会（１２月議会）予算及び付託議案審査関係資料

令和４年１２月２日
企画振興部

【予算関係】

市 町 村 課 県議会議員選挙費に係る債務負担行為の設定について ・ ・ ・ 1

県議会議員選挙費に係る債務負担行為の設定について

市町村課

1 概要

令和5年4月29日の任期満了に伴い執行される県議会議員選挙について、選挙公報の作成や様々な媒体を活用した啓発を行うためには、今年度内に契約手続きを行う必要があることから、債務負担行為を設定する。

- ・選挙の告示日 令和5年3月31日（金）
- ・選挙の期日 令和5年4月 9日（日）

2 債務負担行為限度額

21,271千円（ $\ominus$ 21,271千円）

（ 需用費（選挙公報印刷費） 12,741千円
委託料 8,530千円 ）

※委託料内訳

- ・選挙啓発費 8,530千円
- テレビ・ラジオCM放送
- インターネット広告
- ポスター・チラシ・啓発看板制作等

【参考】年度別の主な経費内訳

（単位：千円）

区 分	令和4年度	令和5年度（見込額）	計
市町村交付金	ポスター掲示場費、事務費	投開票経費、事務費	
予 算 額	134,512	321,585	456,097
県 執 行 分	投票用紙作成費、候補者交付物 件作成費	選挙公報印刷費、選挙啓発費（テ レビ・ラジオCM放送等）、選挙 公営費（自動車・ポスター・ビラ等）	
予 算 額	10,107	162,146	172,253
計	144,619	483,731	628,350

※債務負担行為設定の対象は下線部分。